

ベトナムで設立した現地法人の利益を国内に還流する方法

1. 利益還流する主な方法

- (1) 日本の親会社が、子会社に出資し、配当で還流する方法
- (2) 日本の親会社が、子会社に融資し、利息で還流する方法
- (3) 日本の親会社と子会社が契約し、ロイヤリティや経営（技術）指導料等で還流する方法

2. 配当で還流する方法（参考資料参照）

配当金の支払いは最も基本的な方法であり、実務上も広く用いられています。

会社は、経営が黒字であり、納税義務等の財務義務を果たし、かつ利益分配後に期限が到来する債務を確実に全額弁済できる場合に限り、各出資者に利益を分配することができます。

(1) 配当を実施する前提条件

- ①納税義務が完了していること
- ②監査済み財務諸表及び法人税確定申告書の税務当局への提出が完了していること
- ③配当金支払の7営業日前までに所定のフォーマットを用いた税務当局への配当通知が完了していること（通知形式のため承認を得る必要はなく、何かある場合は7営業日以内に税務当局より連絡があります）
- ④配当後に現地法人の債務支払いに支障をきたさないこと。
- ⑤累積損失がないこと（明確な規定はないものの、税務当局の一般的な見解として税務上の繰越欠損金がないことと解されている）

(2) 配当可能額の計算式

監査済み財務諸表に基づく税引後利益+ 利益剰余金（過年度利益）－再投資金額（ある場合）

※再投資金額については明確な定義はありませんが、実務上は再投資金額をゼロとして計算することで問題なく配当できています。

※期末時点の評価替による為替差益（未実現為替差益）は配当原資に含めることができない旨が規定されています。

(3) 外国子会社配当益金不算入について

2009年度の税制改正により、親会社が一定の海外子会社から受け取る配当金について、その95%は利益として計上しなくともよくなりました。

3. 利息及び返済元本で還流する方法

日本の親会社がベトナムの子会社に資金を貸し付けるいわゆる親子ローンについては、政令219/2013/ND-CPにより、ベトナム企業は相手企業との間で合意した契約条件により、海外の貸し手から借入を行い、その返済をすることが可能としています。

ローンについては、融資期間1年未満の短期ローンと、1年超の長期ローンで取り扱いが異なる

るため留意する必要があります。

(1) 短期ローン

借入期間が1年以内の短期ローンは、当局への報告義務が課されていないなど簡便な手続きで行うことができます。(借入金は、原則、資本金や海外からの借入金を受入れるために使用される資本金口座に借入金を入金する必要があります。)

ただし、短期ローンの返済期限を延長する場合、それは長期ローンへの変更とみなされ、ローン期限延長契約の締結日から30日以内に中長期ローンとして中央銀行に借入登録を行う必要があります。

(2) 長期ローン

①中央銀行への借入登録

長期ローンは、ローン契約を結んでから30日以内、かつ融資が実行される前に、中央銀行へ長期ローンについての申請を行い、登録を行う必要があります。

申請は、申請書、投資登録証明書(IRC)の写し、企業登録証明書(ERC)の写し、ローン契約書の写しなどの申請に必要な書類を各省の中央銀行支店(ただし、借入額が1千万USD以上の場合は中央銀行本店)へ提出し、原則、申請が受理されてから15営業日後(土日や祝日は含まず)に登録証が発行されます。

契約書の作成や、登録手続きの確認などの手続きを考えると、1か月から1か月半程度の期間は見ておく必要があります。

②ローン額の制限

日本の親会社ができるローン額は、下記の範囲内で行う必要があります。

ローン可能額^{※1}

=投資登録証明書(IRC)に記載のある総投資額^{※2}

-資本金

-既存中長期ローン(ベトナム国内外からのローン含む)

※1 上記を超える額のローンを行いたい場合は、借入を行う前に投資登録証明書の変更手続きを行い、資本金と総投資額を増額する必要があります。

※2 資本金の3倍~5倍が目安

③借入状況の報告

長期ローンは、四半期ごとに借入金の状況を中央銀行に報告する義務があります。

<短期ローンと長期ローンの特徴>

| 種類 | 借入期間 | 中央銀行への登録 | 用途 | 報告 |
|-------|------|----------|------|------|
| 短期ローン | 1年未満 | なし | 運転資金 | なし |
| 長期ローン | 1年以上 | あり | 設備資金 | 四半期毎 |

(3) 利息での還流等に関する所見

ローンの利息で親会社に資金還流する場合、ベトナムの基準でレートの設定が可能です。

短期ローンの場合は、ベトナムの1年物定期預金利率が6%後半~7%からすると、レートは6%

～8%が目安となると思われます。

設備投資が伴う場合で、それを親会社からの長期ローンで実施する場合、長期ローン額は資本金の2倍以内、また住宅ローン金利が11%～12%からすると、レートは11%～13%が目安となると思われます。

ただし親子ローン契約に関し、親会社は外国契約者税の申告納税義務者となり、借入利息の5%が外国契約者税（FCT）として課税されます。

また、使い道もない多額の融資を短期ローンで行い、ただ利息を付けて返していれば、ベトナム税務当局に指摘される可能性も高いので、貸付可能額はあくまでも運転資金として認められるレベルまでで、不要な短期融資を繰り返すと日本への返済を止められたり、罰金対象となるリスクが増えるなどにも留意が必要です。

4. ロイヤリティや経営（技術）指導料等で還流する方法

日本の親会社と子会社との間で、無形財の貸与や譲渡を前提とする契約を締結し、子会社に対して売上を立て、その請求・回収による資金還流の方法があります。一般的には、子会社に対してロイヤリティや経営（技術）指導料等の名目の売上を立てることが多いです。

ロイヤリティとは、会社の保有する特許、商標、ノウハウ等を提供し、それらを他の会社が使用することの対価を受け取るスキームで、経営（技術）指導料は、親会社が子会社に対して経営（技術）指導を行い、その対価を受け取るスキームのことです。

特徴としては、子会社に利益が発生していなくも資金の回収ができる等、配当送金による資金還流と比較し満たさなければならない条件は少なくなります。

しかし、このスキームでは、子会社にとってロイヤリティや経営（技術）指導料の支払が会社の経費として、ベトナムの税務当局に認められるかどうか大きな課題となります。

そのためには、ロイヤリティや経営（技術）指導が実際に発生していて、会社の費用としての合理性を証明する証憑を十分に残しておく必要があります。証憑が十分ではない場合、ベトナムの税務当局による税務調査の際に損金算入を否認される可能性があります。

また、ロイヤリティに対しては外国契約者税（FCT）が10%課税されますし、このスキームについては、ベトナム税務当局のスタンスがかなり厳しいことにも留意が必要です。

5. その他

ベトナムのコンサルティング会社の所見としては、親会社への利益還流であれば配当が最善とのこと。

小手先で何とかなるほど、ベトナムの税務当局は甘くはないということ、是非、みなさんには知っておいて頂きたいとのことでした。

以上

ジェットロハノイメールマガジン Vol. 98 (2018年5月号) より

ジェットロハノイメールマガジン Vol. 983 【質問】:

配当金に関する規制及び実務上の留意点について教えてください。

【回答】:

1 はじめにベトナム子会社から親会社への資金還流にはいくつかの方法が考えられますが、その中でも配当金の支払は最も基本的な方法であり、実務上も広く用いられています。また、グループ内資金の有効活用の観点などから、配当に関するベトナムのルールについて親会社の関心が高いのも事実です。今回は、配当金に関する規制及び実務上の留意点について説明します。

2 配当金に関する規制及び留意点

1) 企業法における規制有限会社の利益分配条件として、企業法 69 条に以下のとおり規定されています。

会社は、経営が黒字であり、納税義務等の財務義務を果たし、かつ利益分配後に期限が到来する債務を確実に全額弁済できる場合に限り、各出資者に利益を分配することができる。

2) 配当の前提条件及び配当可能額について外国投資家への利益分配（配当）について定めた Circular 186/2010/TT-BTC（以下、Circular 186）によると、配当の前提条件として以下のとおり規定されています。

- ・納税義務が完了していること
- ・監査済み財務諸表及び法人税確定申告書の税務当局への提出が完了していること
- ・配当金支払の7営業日前までに所定のフォーマットを用いた税務当局への配当通知が完了していること（通知形式のため承認を得る必要はなく、何かある場合は7営業日以内に税務当局より連絡があります）
- ・累積損失がないこと（明確な規定はないものの、税務当局の一般的な見解として税務上の繰越欠損金がないことと解されている）

また、同 Circular において、配当可能額の計算方法は以下のように規定されています。
監査済み財務諸表に基づく税引後利益+ 利益剰余金（過年度利益）- 再投資金額（ある場合）

再投資金額については明確な定義はありませんが、実務上は再投資金額をゼロとして計算することで問題なく配当できているケースがほとんどです。一方、為替換算差額の処理等に関して定めた Circular 179/2012/TT-BTC によると、期末時点の評価替による為替差益（未実現為替差益）は配当原資に含めることができない旨が規定されているため留意が必要です。

3) 中間配当について

中間配当について明記した規定はないものの、Circular 186 によると、海外への配当金の支払は事業年度終了後において上記 2) の条件を満たした場合に実施が可能となることから、

いわゆる進行年度の期中利益（未確定決算の利益）を原資とした親会社（例えば日本）への中間配当はできないと考えられます。ただし、確定済み決算に基づく過年度利益を原資とした配当であれば、上記2)の条件を満たす限りにおいて年に複数回の配当金支払も可能と考えられています。

4) 源泉税に関する規制

外国の組織又は個人が、ベトナム国内における組織又は個人との契約等に従い、ベトナム国境内で経済活動を実施又は所得を得た場合には、当該所得に対して外国契約者税が課されますが、外国契約者税について定めた Circular 103/2014/TT-BTC（以下、Circular 103）に配当に関する規定はありません。しかし、上位法である現行法人税法上、国内法人からの税引後の配当所得は非課税であり、Circular 103 のみなし税率表に配当の記載がないことから、法人に対する源泉税は不要と解されており、実務上も源泉は行われていません。ただし、個人投資家に配当を支払う場合には、個人所得税の適用に関して定めた Circular 111/2013/TT-BTC に従い、個人所得税 5%を源泉する必要があります。

なお、日本法人がベトナム子会社から配当を受取る場合、二重課税排除の観点から、一定の条件のもと外国子会社配当益金不算入制度が適用されます。

3 まとめ

配当金の支払は親会社への資金還流として最も一般的な方法であり、ロイヤリティ及び支払利息等と比べて税務上のリスクも低い方法となります。一方、配当を行うための条件及び手続について一定の規制が存在することも事実です。また、海外への配当送金に必要な書類は銀行によって異なる場合もあるため、親会社への配当を検討される場合には、取引銀行への確認を含め、事前に十分な検討及び準備を行うことが望まれます。

以上

<https://www.jetro.go.jp/newsletter/vha/backnumber/201805.pdf>

外国子会社配当益金不算入について

ベトナムの子会社から配当により、出資者である日本の親会社に利益送金を行う場合、日本の親会社は、2009年度の税制改定による「特定外国子会社等からの受取配当金の益金不算入の規定」により、その配当額の95%相当額を日本の親会社は所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっています。

<適用対象となる条件>

次の1.または2.の割合のいずれかが25%以上となっていること

1. ベトナム子会社の発行済株式等のうち、日本の親会社が保有している株式等の割合(ベトナム子会社自身が保有する自己株式等は除外して計算)
2. ベトナム子会社の発行済株式等のうちの議決権のあるもののうち日本の親会社が保有している議決権のある株式等の占める割合

上記の状態が剰余金の配当等の支払い義務が確定する日以前6カ月以上継続していること。

<計算方法>

配当等の額から、その配当等に係る費用に相当する金額として、その配当等の額の5%に相当する金額(以下、みなし経費[※])を控除します。

[※]みなし経費とは

通常、国内で配当を受取る際には、それにかかる費用(諸経費)を配当等の益金不算入額から控除します。海外で配当を受けられる場合も、国内同様、経理以上の事務負担等を考慮し、概算5%を諸経費とみなして控除することができます。

<計算例>

ベトナム子会社が100を配当した場合

親会社の課税所得は、

配当額－{配当額－(配当額×みなし経費)}となるので

$$100 - \{100 - (100 \times 5\%)\} = 5$$

法人税納税額の概算は、法人税の実効税率を40%とすれば

$$5 \times 40\% = 2$$

従って、配当で還流した100から法人税2を差し引いた98が実質手取り額となる。

以 上